

加盟団体規定

1. 目的

この規定は、全日本インラインスキー連盟(以下「連盟」という)定款第4章第11条に基づき、これを定める。

2. 加盟団体の種別

連盟の会員登録している者を1名以上含む、インラインスキー、インラインスケート及びスキーの活動を非営利的に行う団体や、インラインスキー及びインラインスケートの活動を営利的に行う団体及び企業。

3. 加盟団体登録方法

所定の用紙に記入して、連盟事務局へ届け出る。期日の指定はない。

4. 加盟団体登録

- (1)連盟の趣旨に賛同し、連携を取って連盟の事業が遂行されるために、積極的な協力意志のある、届け出のあった団体や企業の登録は、理事会及び評議員会において、それぞれの理事及び評議員の現在数の3分の2以上の同意を得て、加盟団体となることができる。
- (2)登録に際しての、加盟団体登録料などは、一切発生しないものとする。

5. 資格喪失

定款に基づく。

6. 脱退及び除名

定款に基づく。

7. 会員の利用に伴う割引

加盟団体は、連盟登録会員がその団体や企業を利用する場合、会員への割引を行わなければならない。これらの詳細は、加盟団体と連盟の理事会の折衝により決定し、別に定める。また、これらの割引制度を会員に公開しなければならない。